

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

大阪府教育振興基本計画における後期事業計画 （教育委員会の権限に属する事項のみ）について

大阪府教育振興基本計画における後期事業計画（教育委員会の権限に属する事項のみ）を次のように定める。

平成30年 3 月 28 日

大阪府教育委員会

< 参考 >

〔趣旨〕

大阪府教育振興基本計画に掲げた目標の達成に向け、計画期間（2013（平成25）年度～2022年度）のうち、後期 5 年間（2018（平成30）年度～2022年度）で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画（教育委員会の権限に属する事項のみ）を定めるものである。

〔根拠規程〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

大阪府教育振興基本計画における

後期事業計画

～未来を拓く^{ひら}教育をめざして～

2018（平成30）年度～2022年度

大 阪 府

目次

○事業計画策定の趣旨	1
○事業体系	2
<基本方針>	
基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	11
基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	
(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます	21
(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます	31
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します	44
基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	48
基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	61
基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます	77
基本方針6 教員の力とやる気を高めます	85
基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	94
基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります	102
基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	110
基本方針10 私立学校の振興を図ります	118
<参考資料>	
用語解説	129
大阪府教育振興基本計画（平成25年3月）	153

事業計画策定の趣旨

大阪府では、2013（平成25）年3月に、2022年度までの10年間を見据えた大阪の教育の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。基本計画では、3つの「めざす目標像」に向けた人づくりをすすめることとあわせて、3つの「教育振興の目標」を掲げています。

この目標の実現に向け、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業を事業計画（以下「前期事業計画」という。）として取りまとめ、小・中学校における学力向上や公私の切磋琢磨・連携による高校教育の充実、障がいのある子どもの自立の支援などに総力をあげて取り組んできました。

今後、第4次産業革命といわれる人工知能の発達やグローバル化のさらなる進展など、急激な社会的変化がすすむことが予想されています。また、引き続き重点的に取り組んでいかなければならない教育課題として、学力や体力の向上、道徳教育等による豊かな心のはぐくみ、支援を要する子どもへの対応、いじめや暴力行為等の生徒指導上の課題への対応、教員の資質向上、幼児教育・家庭教育の充実などがあります。さらに、学習指導要領の改訂への対応、学校における教員の働き方改革、子どもの貧困など、新たな課題も生じています。

この度、大阪府では、前期事業計画における取組みの成果を検証するとともに、新たな教育課題や、国の第3期教育振興基本計画（答申）も踏まえつつ、2018（平成30）年度から2022年度の5か年で実施すべき具体的な取組みをまとめた後期事業計画を策定しました。

今後とも、基本計画及び後期事業計画に基づき、学校・家庭・地域が互いに連携し、大阪の教育力向上に向けた取組みを推進します。

めざす目標像

- ◆自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり
- ◆大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり
- ◆自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

教育振興の目標

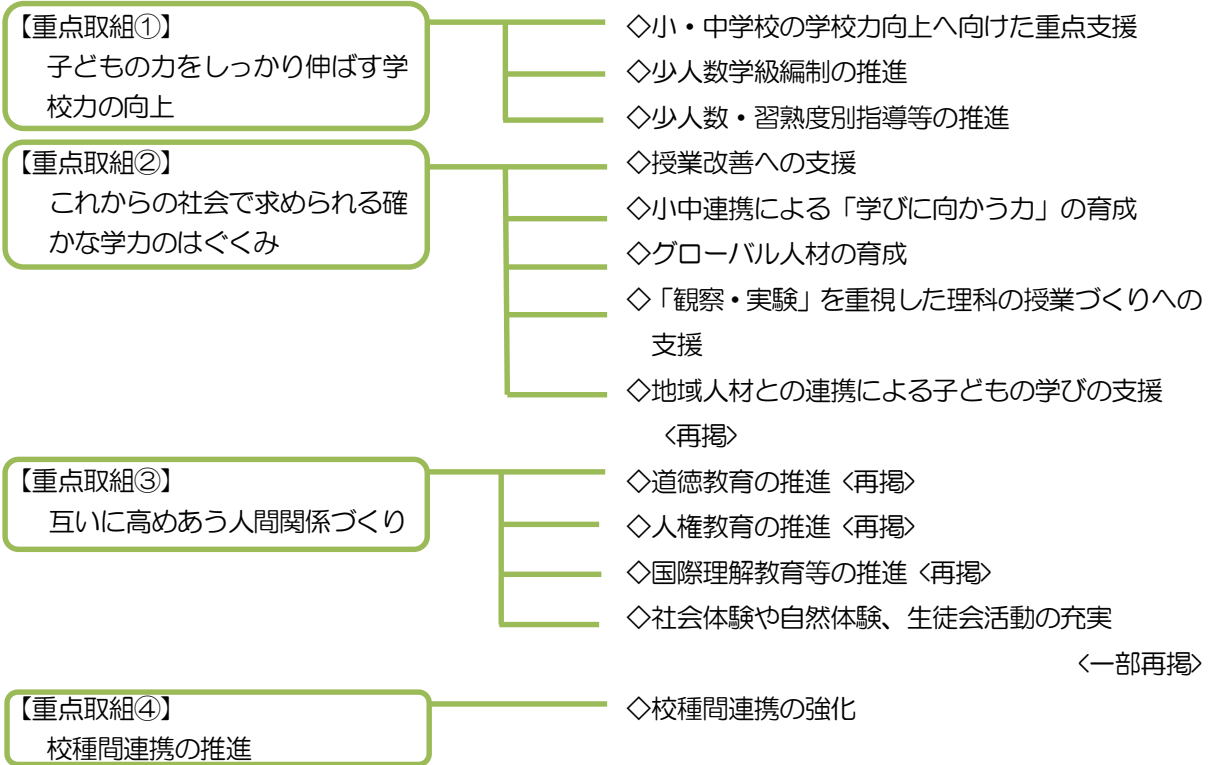
- すべての子どもの学びの支援
- 教育の最前線である学校現場の活性化
- 社会総がかりでの大阪の教育力の向上

※事業計画の本文中「小・中学校」には、「義務教育学校」も含まれます。

事業体系

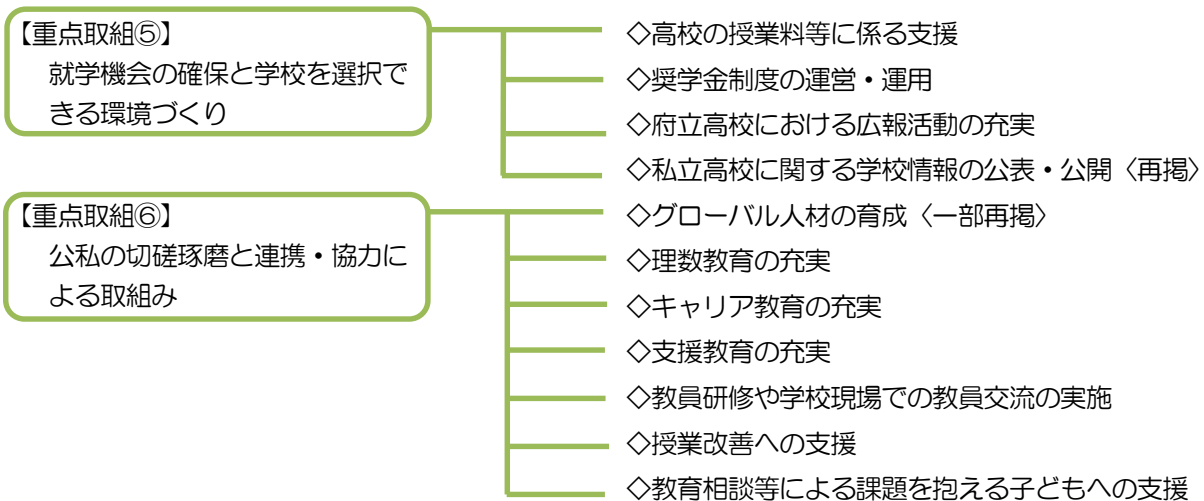
～10の基本方針、50の重点取組、158の具体的取組～

基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

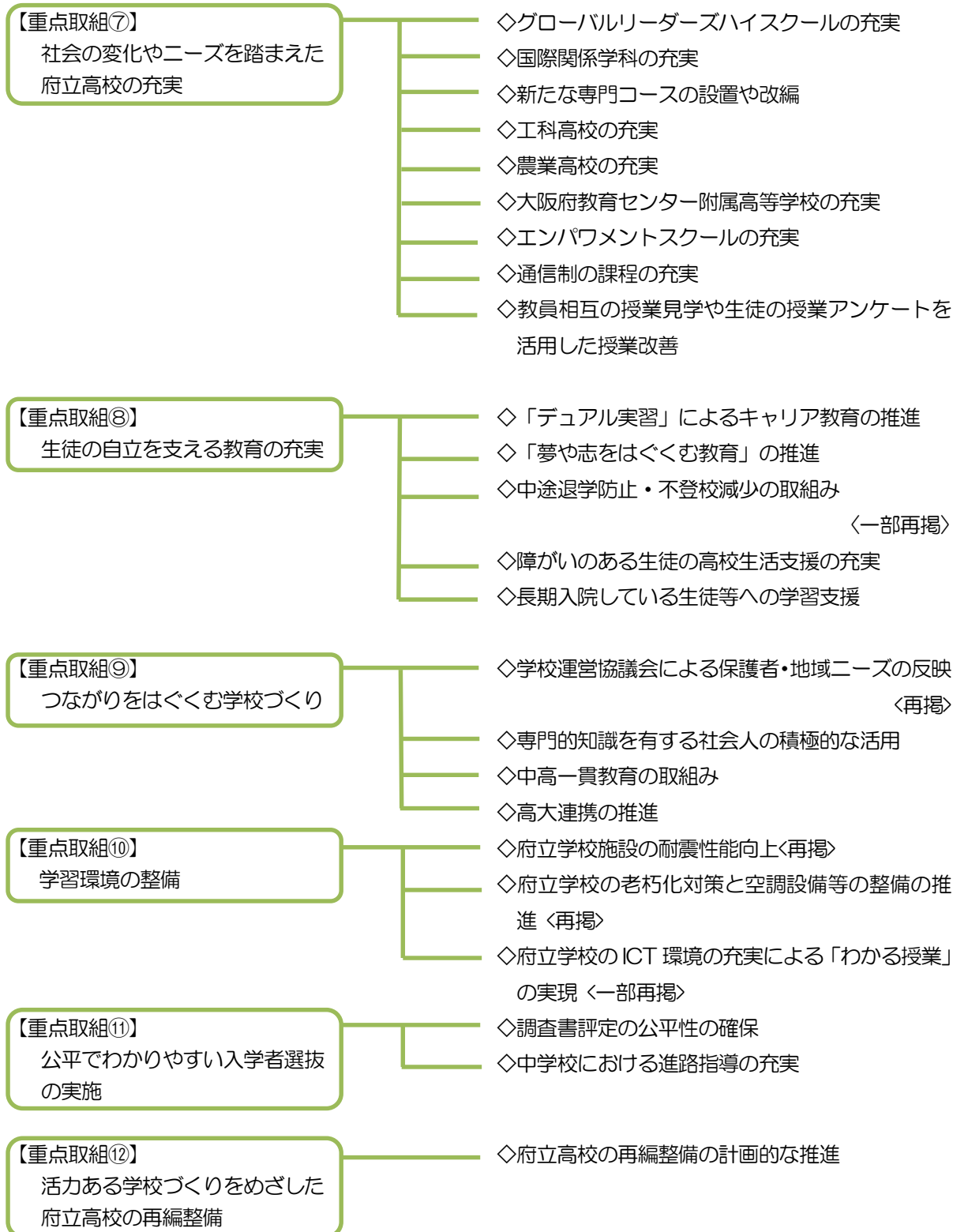


基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます



(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます



(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

【重点取組⑬】

公私を問わない自由な学校選択の支援

◇高校の授業料等に係る支援〈再掲〉

【重点取組⑭】

特色ある私学教育の振興

◇優れた取組みを実践する学校に対する支援

◇キャリア教育の充実〈再掲〉

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【重点取組⑮】

支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備

◇府立支援学校の教育環境の充実

◇通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

◇支援学級・通級指導教室の充実

◇医療的ケアを実施する体制整備の支援

◇自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の高校全体への普及

◇障がいのある生徒の高校生活支援の充実

〈再掲〉

◇地域とともにある支援学校づくり

◇授業改善への支援

【重点取組⑯】

就労を通じた社会的自立支援の充実

◇職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を中心とした就労支援体制の構築

◇関係部局の連携による就労支援の充実

【重点取組⑰】

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

◇府立支援学校におけるセンター的機能の発揮

◇支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

◇「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進

【重点取組⑱】

発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援

◇通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援〈一部再掲〉

◇地域における支援体制の充実(発達障がい者支援センターの運営)

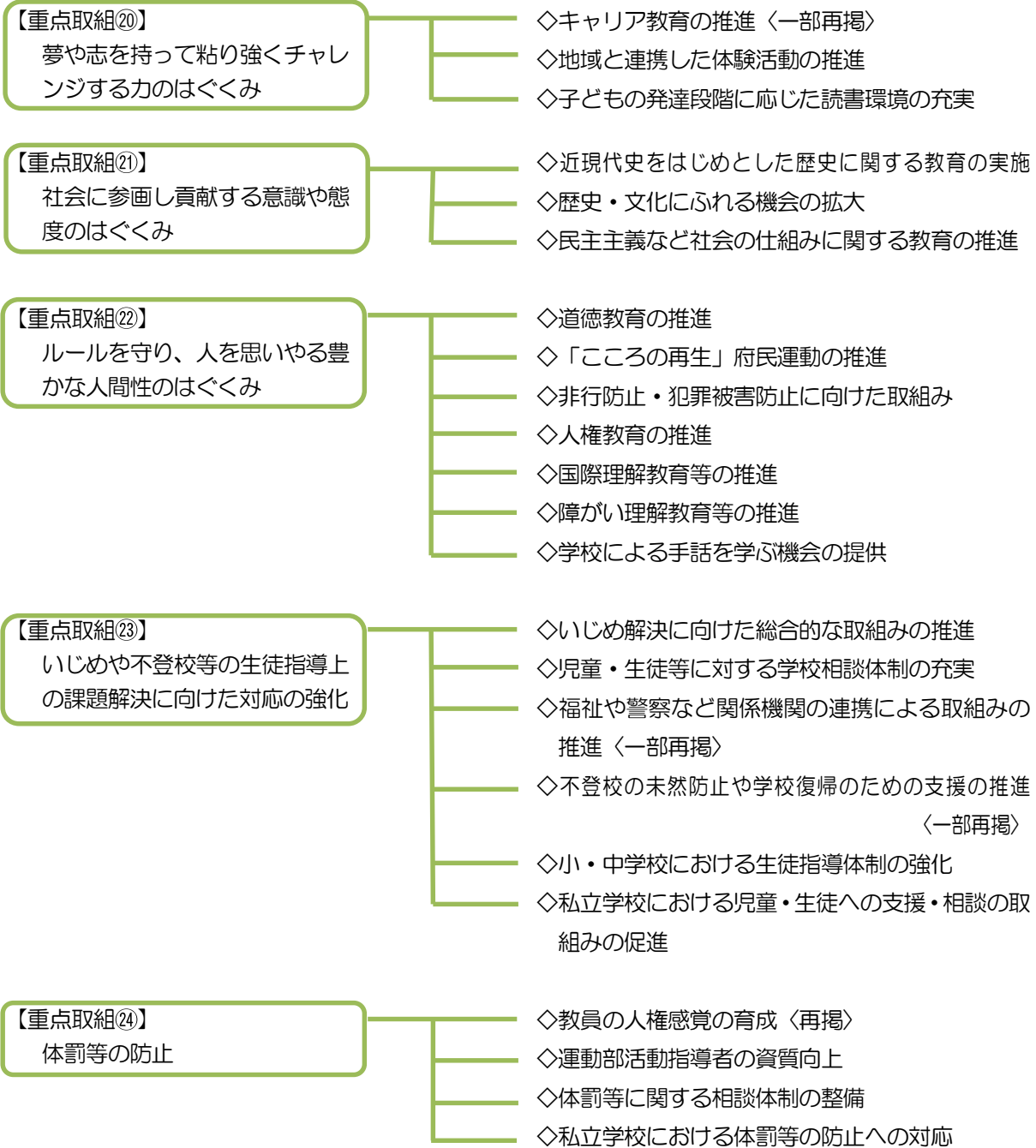
【重点取組⑲】

私立学校における障がいのある子どもへの支援

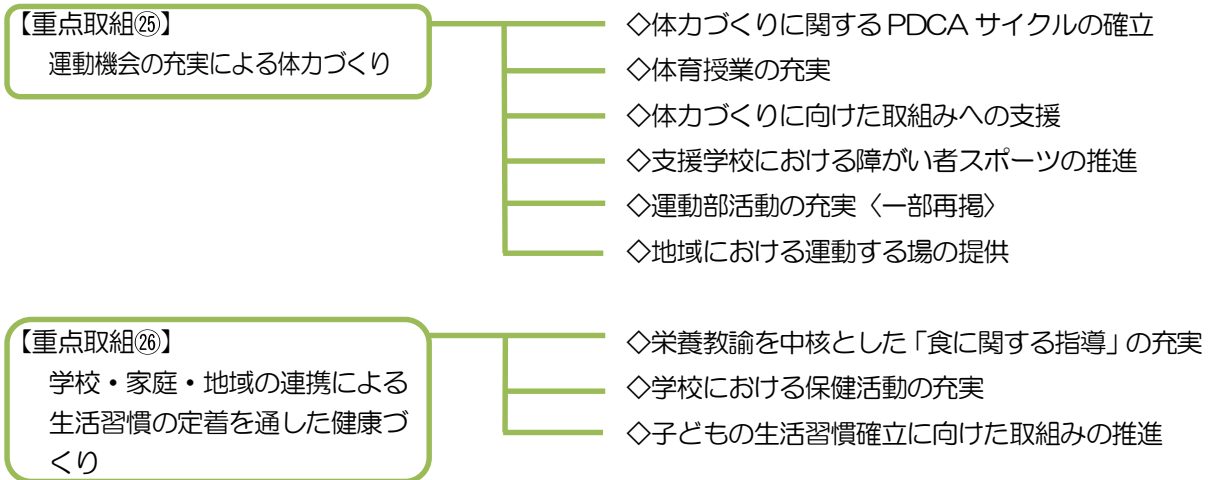
◇支援教育の充実に向けた取組みの支援

〈一部再掲〉

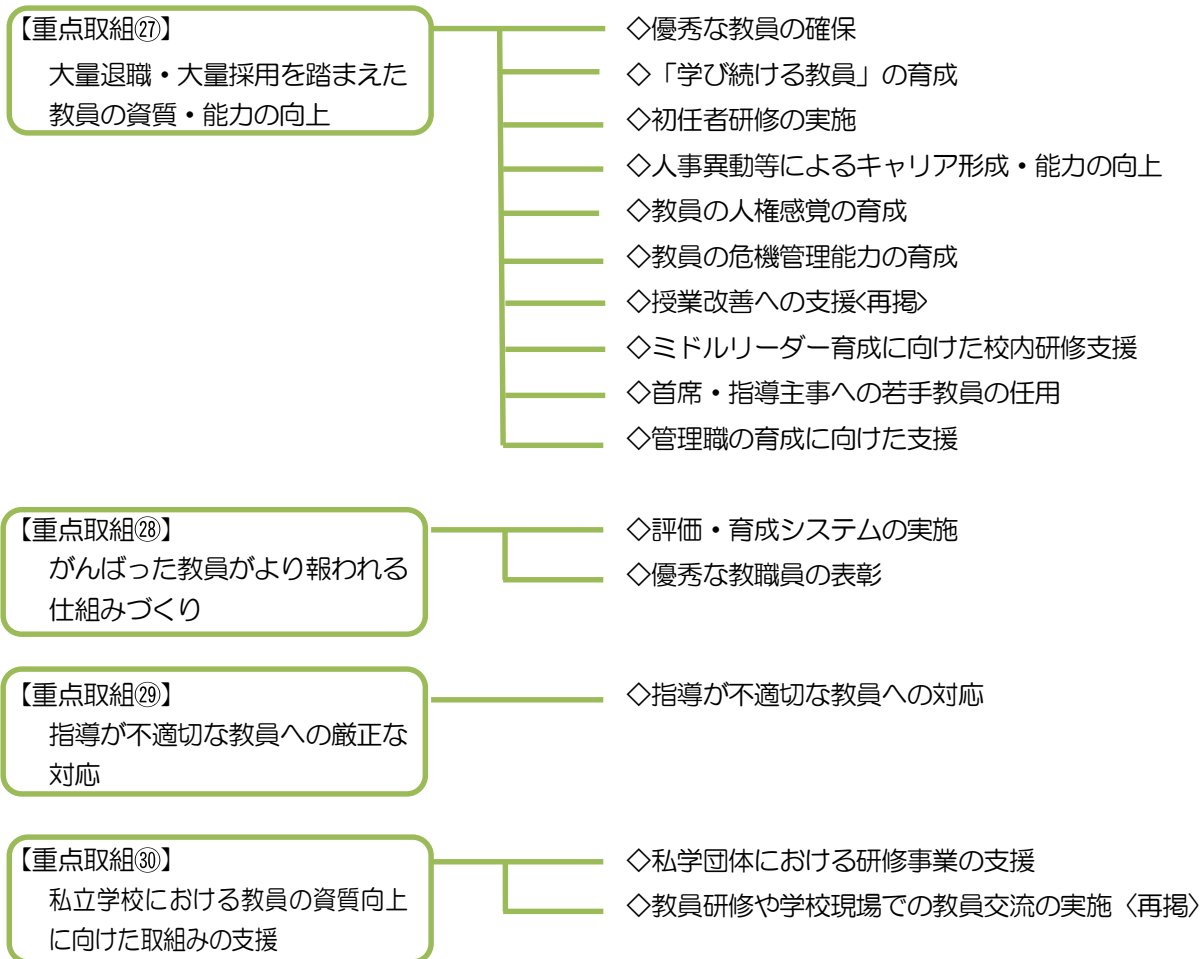
基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます



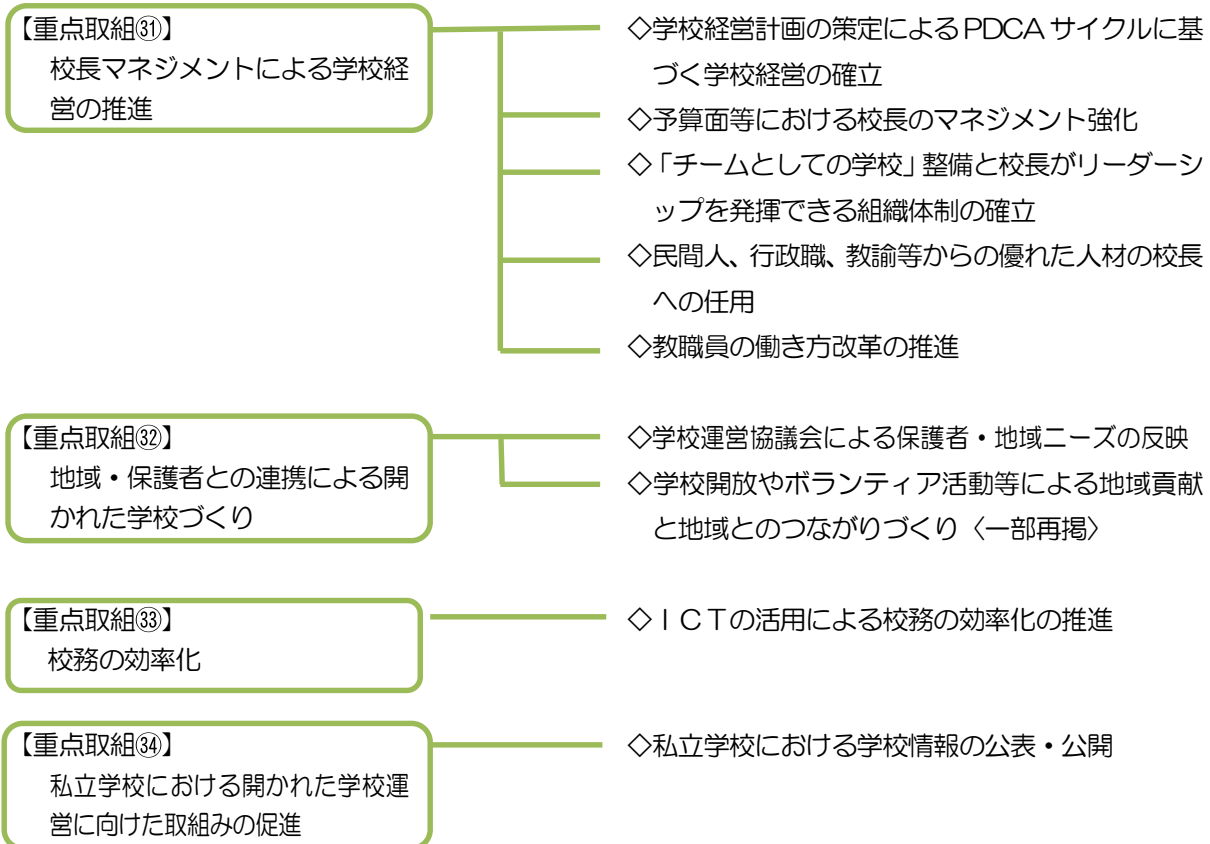
基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます



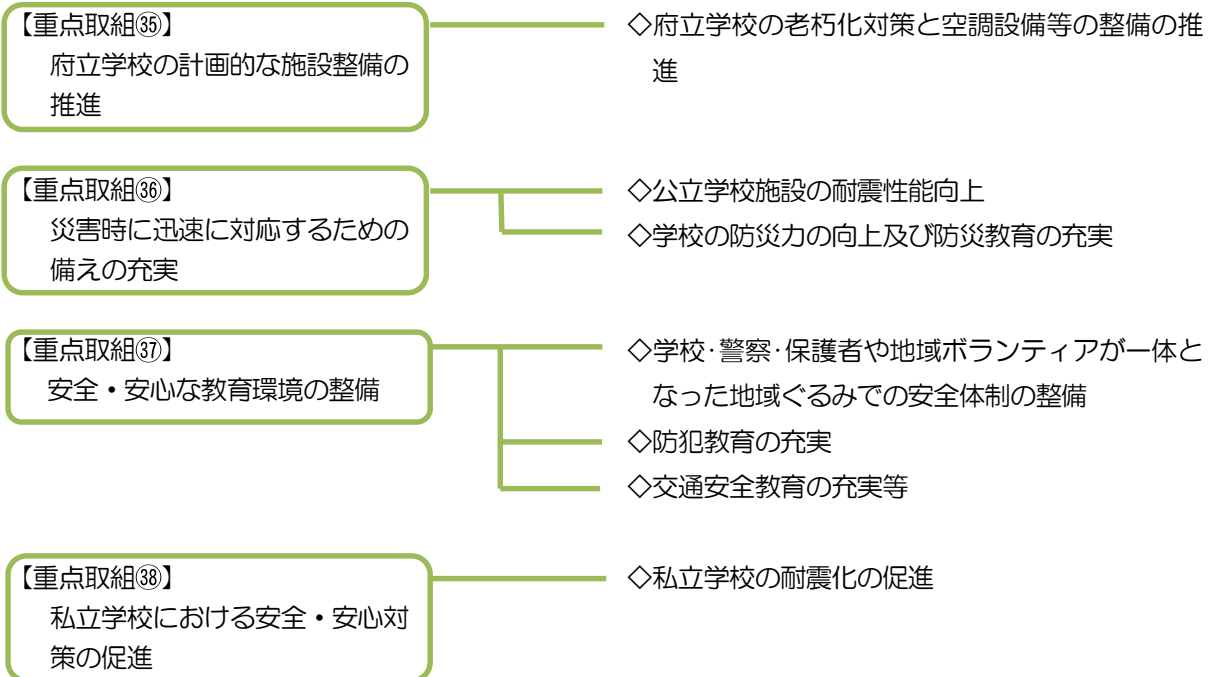
基本方針6 教員の力とやる気を高めます



基本方針 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます



基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります



基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

【重点取組③⑨】

教育コミュニティづくりと活動を
支えるための条件整備

- ◇地域と学校の連携・協力体制の整備と普及啓発活動の実施
- ◇地域人材との連携による子どもの学びの支援
- ◇放課後等の子どもの体験活動や学習活動等の場づくり
- ◇障がいのある児童の放課後等における療育の支援

【重点取組④⑩】

豊かなつながりの中での家庭教育
支援

- ◇すべての府民が親学習に参加できる場づくり
- ◇家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援の促進

【重点取組④⑪】

人格形成の基礎を担う幼児教育
の充実

- ◇幼稚園・保育所・認定こども園における教育機能の充実
- ◇認定こども園の普及・促進
- ◇私立幼稚園における多様な保育ニーズへの対応
- ◇私立幼稚園等による子育て支援事業の促進
- ◇校種間連携の強化 〈一部再掲〉

基本方針 10 私立学校の振興を図ります

